

「熱中症予防声かけプロジェクト／うるおい日本プロジェクト」会費規約

(目的)

第1条 この規約（以下「本規約」といいます）は、「熱中症予防声かけプロジェクト／うるおい日本プロジェクト」（以下「本プロジェクト」といいます）の会員に関する会費に関して必要な事項を定めることを目的とします。

(会費)

第2条 本プロジェクトの会員の種別に応じた年会費は、次のとおりとします。

①一般会員

一般会員の年会費は、金1,000円（消費税等相当額を除きます）に当該会員の事業所数を乗じた金額とします。

但し、当該会員が行政（国や地方自治体の機関、独立行政法人、地方独立行政法人）および非営利でかつ公共性の高い民間団体については、年会費は無料とします。

②特別会員

特別会員の活動応援費は、金500,000円（消費税等相当額を除きます）（標準）とします。活動応援費には、一般会員の年会費を含むものとします。

③「熱中症予防声かけプロジェクト／うるおい日本プロジェクト」会員規約第4条第2項の会員

当該会員に適用される規約によるものとします。

2. 年会費は、原則として、4月1日から翌年3月31日までの年度に対応するものとします。年度途中で入会した場合であっても、定まった年会費全額を支払うものとします。また、年度途中で退会（除名を含みます）した場合であっても、支払い済みの年会費について返還されることはありません。

3. 事業組合、グループ企業単位等での賛同会員への入会を希望する場合には、事業組合単位での入会であれば、第1項の「当該会員の事業所数」は「当該会員の組合員の全事業所数」と読み替え、グループ企業単位での入会であれば「当該会員および子会社・関連会社の全事業所数」と読み替えます。なお、それ以外の場合にはこれに準じて年会費を算出するものとします。

(会費の納入)

第3条 入会を希望する団体は、本プロジェクトの事務局（以下「本事務局」といいます）の指示に従い、年会費にこれに係る消費税等相当額を加算のうえ、本プロジェクトの実行委員会（以下「本委員会」といいます）が指定する金融機関の口座（以下「本プロジェクト指定口座」といいます）に振り込むことにより、年会費

を支払うものとします。なお、振込手数料等、会費の支払いに要する費用は、当該会員の負担とします。

2. 会費の納入が本事務局によって確認され会員登録された時点で、本プロジェクトの会員としての資格を得るものとします。
3. 年会費が無償である会員（会費の支払いを免除された会員を含みます）については、前二項の定めを適用しないものとします。

（会費の納入日）

第4条 年会費の納入日は次のとおりとします。

①初年度

当該年度の年会費を入会時に納入するものとします。

②次年度以降

本事務局から毎年2月末頃に更新の連絡を会員に行います。会員が更新を希望する場合には、本事務局の指示に従い、3月末日までに一括納入するものとします。

2. 会費の納入応答日が金融機関休業日である場合は、直前営業日までに会費を納入するものとします。

（会費の不返還）

第5条 既に納入した会費は、返還されません。

（規約の改訂）

第6条 本規約は、本委員会により、必要に応じて改訂される場合があります。改訂の場合には、本プロジェクトのホームページに掲載することにより会員に対して周知を行うものとします。

附 則

（改訂履歴）

- ・2016年11月1日 制定・施行
- ・2018年4月1日 改訂・施行
- ・2020年7月1日 一部改訂・施行
- ・2020年10月1日 一部改訂・施行